

姫路市教育委員会会議録（令和 7 年 1 月）

○ 日 時 令和 7 年 1 月 23 日（木）午後 2 時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後 2 時）

日程第 1 会議録署名委員の指名等

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議事

議案第 3 3 号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 4 号 姫路城管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 5 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

日程第 4 報告

1 令和 6 年第 4 回市議会定例会での審議結果等について

日程第 5 次回委員会開催日時等

日程第 6 その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、中野委員、森下委員、山下委員、角谷委員

（事務局）平田教育次長、平山教育次長、松本教育総務部長、山下教育企画室長、
森学校教育部長、砂山生涯学習部長、折口姫路城総合管理室長、
濱田総務課長、福田幼保連携政策課長、遠周姫路城管理事務所長

（書記）島田総務課係長、平野総務課主事

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第 1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により角谷委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の定例会の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。
これに御異議はございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第 3 議事及び日程第 4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の一括での説明、並びに公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
まず、一括での説明についてですが、議案第 33 号及び議案第 35 号は関連がありますので、一括で説明したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

- 異議なしと認め、議案第 33 号及び議案第 35 号は一括で説明します。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第 34 号は会議規則第 15 条第 3 号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
- また、議案第 34 号の会議録につきましては、会議規則第 13 条第 4 項の規定に基づき、市議会での審議が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手 〕

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 34 号は非公開と決定します。
- また、議案第 34 号の会議録については、市議会での審議が終了した後に公表することと決定します。
- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第 33 号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
及び
議案第 35 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (幼保連携政策課長 議案第 33 号及び議案第 35 号について説明)
まず、議案第 33 号「姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について」、説明いたします。
「改正の理由」でございますが、令和 6 年 6 月に策定した姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第 2 期）に基づき、市立就学前施設の統合再編を行うため、営生幼稚園を廃止するものでございます。
「改正の概要」でございますが、別表第 2 のうち、「姫路市立営生幼稚園」を削ります。
「施行期日」は、令和 7 年 4 月 1 日でございます。
続きまして、議案第 35 号「姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」、説明いたします。
本議案は先ほどの説明のとおり、市立就学前施設の統合再編のため、営生幼稚園を廃止するものでございます。
「改正の内容」でございますが、別表第 1 のうち、「営生幼稚園」を削ります。
「施行期日」は、令和 7 年 4 月 1 日でございます。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 33 号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
及び
議案第 35 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 33 号及び議案第 35 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、

報告事項の1 令和6年第4回市議会定例会での審議結果等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 報告事項の1について説明)

「会期」は、令和6年11月27日から12月23日までの27日間で開催されました。

「議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分の議案第179号につきましては、原案のとおり可決されました。

なお、この議案は、12月12日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る承認をいただいたものでございます。

「質疑・質問」でございますが、12月5日、6日及び9日に13人の議員から個人質疑・質問が行われ、うち教育委員会に対しては、8人の議員から13項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。

12月5日には、改革無所属の会の牧野圭輔議員、市民クラブの蔭山敏明議員から質疑・質問がありました。

牧野議員からは、「公共事業用地の取得及び借地の課題について」質問がありました。旧市場跡地の取得の現時点での進捗状況につきましては、今年度から用地取得に係る予算を確保し、各地権者と具体的な協議を進めている。大部分の地権者の皆様からは、土地の売却に理解を示していただいております。順次、用地取得に向けた手続を進めているところである。まだ、御承諾いただけていない地権者の方も一部おられるが、粘り強く協議してまいりたい、と答弁いたしました。

蔭山議員からは、「教育行政について」3点の質問がありました。このうち、「新設の姫路市立高等学校の校則」につきましては、開校に当たり、生徒が互いに心地よく学校生活を送るために最低限必要な校則は必要と考えている。新高校においては、生徒の主体性・自主性を育む教育を重視することから、校則の制定に当たっては、その在り方も含め、市立3高校と新高校双方の生徒の意見を聞きながら、生徒が主体的に考え、判断できる内容となるよう検討してまいりたい。新高校の制服については、学校オリジナルの制服としては、ジャケットのみを定めることを基本とし、具体内容や着用ルールなどについては今後、生徒の意見などを踏まえながら検討してまいりたい、と答弁いたしました。

12月9日には、姫路無所属の会の嶋谷秀樹議員、日本共産党議員団の小田響子議員、改革無所属の会の塚本進介議員、市民クラブの三輪敏之議員、公明党の前川藤枝議員、日本維新の会の大西陽介議員から質疑・質問がありました。

嶋谷議員からは、「姫路市の目指す教育について」、「教育DXの進捗と是非について」、「学校における校則について」、「教職員数の不足について」及び「教育行政の諸課題について」質問がありました。

このうち、「姫路市の目指す教育」の「新しい組織の目指すところ」につきましては、教育においては、時代を超えて変わらない価値のあるもの「不易」を大切にしつつ、時代の変化とともに変えていく必要があるもの「流行」に、的確かつ迅速に対応しながら進めていくことが重要である。学校教育における「確かな

学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成や、社会教育における多様な学習機会の充実、姫路城をはじめとする歴史文化遺産等の保存活用などは、本市の教育行政における不易の部分として大切な取組であり、今後も継続してまいりたい、と答弁いたしました。

小田議員からは、「学校給食費の無償化を」として2点の質問がありました。このうち、「来年度の給食費値上げは行わないこと」につきましては、給食費は食材費のみを保護者等に原則負担していただいている。給食費の保護者負担の引き上げについては、現在のところ、国による交付金の動向が不透明であることから、来年度の予算編成の中で慎重に検討してまいりたい、と答弁いたしました。

塚本議員からは、『共感される小中学校再編』地域コミュニティを大切にする」として3点の質問がありました。このうち、「地域コミュニティにおける小学校区と自治会の関係」につきましては、適正規模・適正配置基本方針に基づき、少子化による課題に対応するための取組方策について、保護者、学校、地域住民の代表で組織する学校地域協議会を設置し、協議することとしている。協議会として取組方策を決定する過程においては、保護者や地域住民を対象に説明会やアンケートを実施しながら進め、協議会の内容については、代表として出席している委員からも、他の保護者や地域住民に情報提供されるものと認識しているが、協議の経過については、適時、説明会や地域の回覧を通じて周知している、と答弁いたしました。

三輪議員からは、「部活動の地域移行について」2点の質問がありました。このうち、「地域移行の問題点」につきましては、本市では、部活動地域移行を、単に学校から部活動を切り離すことと捉えるのではなく、中学生がスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる新たな環境づくりを地域社会で展開し、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるチャンスと捉えている。行政や学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者が連携協力し、実施団体や指導者の質と量の確保等、全市一体となって持続可能な姫カツの体制を構築してまいりたい、と答弁いたしました。

前川議員からは、「不登校対策の推進について」及び「依存症対策と予防について」質問がありました。このうち、「不登校の学びに関するオンライン支援」につきましては、G o o g l e M e e tを通じて担任やクラスメイトとのやりとりで不登校児童生徒とのつながりを持ったり、家庭訪問の代替としたりしているほか、G o o g l e C l a s s r o o mにおいて課題等の提示や授業中の板書の共有を行うなど、不登校児童生徒の学習支援に努めている。また、今年度、デジタル戦略本部と連携し、「学習プラットフォーム」のサービスを実装する予定であり、双方向の学びが提供できるコミュニケーションゾーンにおいて、オンライン支援が実施可能かどうか研究を進めてまいりたい、と答弁いたしました。

大西議員からは、「大阪・関西万博における姫路市の対応方針について」質問がありました。「教育的な対応」につきましては、学校行事としての万博への参加については、他の行事と同様、各学校の判断に委ねている、と答弁いたしました。

次に、「文教・子育て委員会について」でございますが、12月11日及び18日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。主な審議内容といたしましては、委員長口頭報告事項のとおり、新たな地域クラブ活動（姫カツ）に関して、「学校部活動の部費と比べ姫カツの参加費が大幅に上がることで経済的な理由から希望する活動に参加できない生徒が出てこないよう、参加費の適切な金額設定や経済的に困窮する家庭への負担軽減策についてしっかりと検討されたい。」、本市立中学校生徒の不登校の状況に関して、「中学時代に不登校であった生徒の多くが社会との関わりが持てていることから、これからも引き続き卒業後の状況を把握しながら、丁寧な対応を続けられたい。」との意見がございました。

最後に、「新市立高等学校設置特別委員会について」でございますが、12月13日の特別委員会では、新市立高等学校の開校に向けた取組として、校歌の制作と制服について、説明いたしました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

（問）

中学校卒業時に不登校だった生徒が、卒業後に社会との関わりが持てているとのことですが、卒業後どれくらいの期間をおいて確認し、何をもって判断しているのでしょうか。

（答）

進路調査では不登校生徒の9割が高校に進学していることを、文教・子育て委員会で報告いたしました。

（問）

進学後に登校できていることを確認しているのか、高校へ進学したことをもって確認としているのか、どちらでしょうか。

（答）

後者です。卒業時点での進路について調査をしています。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

議案第34号 姫路城管理条例の一部を改正する条例の制定について

事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

○ （姫路城総管理室長 議案第34号について説明）

「改正の概要について」、3点ございます。

1点目は、三の丸広場の開放時間の制限についてでございます。令和2年に姫路城内への夜間侵入事案が発生して以降、文化財に対する防犯意識が高まる中、

三の丸広場にて長期間実施しているイベントの期間中、試験的に夜間閉鎖を実施しておりました。この度、夜間閉鎖を通年で実施することとし、三の丸広場の開放時間を制限しようとするものでございます。

2点目は、夏季時間の延長の廃止でございます。通常閉城時間は午後5時でございますが、6月1日から8月31日までは午後6時まで延長しております。しかし、延長した時間帯の入城者数は少なく、費用対効果が低いため、夏季時間の延長を廃止するものでございます。今後、各年のイベント開催期間は繁忙期に合わせて柔軟に延長することとし、姫路城の建造物保存修理工事や緊急の城内整備に関する施工時間として確保したいと考えております。

3点目は、休城日の変更でございます。姫路城の休城日は現在、条例上12月29日から31日までの3日間ありますが、平成19年度より観光客の誘致拡大と滞在時間の増大、周辺商業施設の活性化を目的として試行的に31日を開城したところ効果があったことから、平成20年度以降も継続して実施してきました。グランドオープン以降も31日は多くの来城者があったことから、当初の目的を十分に達成することができていると考え、この度休城日を12月29日及び30日に改めるものでございます。

「改正内容」について、2点ございます。

1点目は、「公開時間の変更」でございます。年間を通じ、閉城時間を午後5時とする規定に改めるとともに、三の丸広場等の開放時間を午前5時から午後12時までに制限する規定を加えます。

2点目は、「閉城日の変更」でございます。閉城日を、12月29日及び30日の2日間に規定を改めます。

「施行期日」でございますが、三の丸広場等の開放時間に関する規定につきましては、周知期間を考慮して令和7年6月1日からとし、その他の内容につきましては公布の日から施行したいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

現在、午後12時から午前5時までは閉鎖されているのでしょうか。

(答)

通常は大手門・喜斎門ともに24時間開けておりますが、昨年、三の丸広場で有料イベントを実施した期間中は大手門・喜斎門を閉鎖しておりました。

(問)

お城の東からの坂道までは上がれるものの、坂の途中で閉鎖するというのでしょうか。

(答)

現在、坂道を上る手前に仮のゲートを設けており、そこから先は上がれないようにしたいと考えております。

(問)

不法侵入なども考えられますので、閉鎖後も定期巡回はする予定でしょうか。

まず、午後 12 時前後に閉鎖に向けて巡回いたします。また、午前 5 時までの間も、現在警備班が有料区域内を巡回しておりますので、それにあわせて巡回いたします。

○ 他に意見等はございませんか。

議案第 34 号 姫路城管理条例の一部を改正する条例の制定について

〔 举 手 〕

○ 全員賛成と認め、議案第 34 号は、原案のとおり可決しました。

○ 次に、日程第５ 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

○ 次回の定例教育委員会ですが、2月13日木曜日の午後2時00分に開催していただきたいと思います。

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、2月13日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、2月13日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

〔特になし〕

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

8